

○福岡県性風俗営業等に係る不当な勧誘、料金の取立て等の規制に関する条例事務取扱要領の制定について（概要）

（平成 13 年福岡県警察本部内訓第 46 号）

この内訓は、性風俗営業等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

主な内容として、

- 報告又は資料の提出の要求
- 立入り
- 行政処分
- 標章のはり付け等
- 関係書類の保存

などの項目からなっている。